

第5回三重県子ども政策検討会議 議事概要

日時：令和6年11月28日（木）18:00～20:10

場所：第一ビル 6階大会議室（三重県津市羽所町345）

※WEB会議システムを併用 ※傍聴者数：3名

【委員（敬称略）】

阿部彩、井上珠美、内別府成参、小畑英慎、垣本美和、北村弘和、木原剛弘、古賀悠歩、榊原智子、志治優美、竹村浩、津西高校生徒、廣瀬純子、松浦直己、松岡典子、宮部夏維

【オブザーバー（敬称略）】

伊藤正朗（弁護士）

1 要旨

三重県子ども条例の改正、三重県こども計画（仮称）の策定にあたり、第5回三重県子ども政策検討会議を開催し、委員（有識者、子ども施策関係機関の代表者、子ども・子育て支援団体の代表者及び子ども・若者当事者等）から、三重県子ども条例改正案の最終案（暫定版）及び三重県こども計画（仮称）の中間案（暫定版）について、ご意見をいただきました。

2 議題

- (1) 三重県子ども条例の改正について
- (2) 三重県こども計画（仮称）の策定について

3 主なご意見

（宮部委員）

- ・大人の補助が必要だとは思いますが、当事者である子どもが読んで、自分の権利がこうやって守られているということが、すごくわかりやすくなっていると感じる。基本的施策の2つ目「子どもの権利について学ぶ機会の提供」が一番重要だと思っている。どれだけ施策が充実してきても、権利についての意識や認知が低いままだと最大の効果を発揮することはできない。子どもの権利についての認知度は、当事者の子どもも、権利を保障する側の大人も、どちらも低い現状にある。学校などで権利教育の場を作れば、子どもが権利について学ぶ機会ができるし、大人もいろいろなところで権利について学ぶ機会があればよい。

ここを重視することで、他の部分でももっと効果を上げていけるのではないかと
思うので、ぜひ突きつめてほしい。

(古賀委員)

- ・ 基本的施策の4つ目「子どもの意見表明及び社会参画の促進」について、特に重点的に取り組めたらいいと考えている。こども会議での子どもの意見の反映状況の資料などを見ていると、子どもの意見が最終案に反映されていることが分かる。これからもきちんと、子どもの意見を聴いて反映させていくことができれば、基本的施策の2つ目「子どもの権利について学ぶ機会の提供」など、子どもの権利が保障されることにつながっていくのではないかと。

(1) 論点①について

【論点①】

資料5のとおり、計画がめざす姿を定めましたので、(詳細は資料6の22ページ) ご意見をお聞かせください。

(竹村委員)

- ・ 計画のめざす姿の達成度合いを測る「総合目標」(※資料6P26)について、指標として数字を置かざるを得ないことは分かるが、漠然としている部分がある。1つ目の「生活に満足していると思う子どもの割合」について、「生活」というだけでは曖昧なので、現状をどう捉えるのか、方向性が必要ではないか。
- ・ 2つ目の「自分の将来について明るい希望があると思う子どもの割合」について、何が「明るい」希望なのかは人によって異なる。希望を持てるということは、自分のやりたいこと、なりたいものが実現できる可能性があるということである。それをどう測るかは難しいと思うが、そういった希望を持てるかどうかということが重要なのではないかと。
- ・ 3つ目の「自分の意見を聞いてもらっていると思う子どもの割合」について、「聞く」は「聴く」の方ではないか。また、聴いた意見を大人がどうするかということが問題である。大人が聴きたいことを、聴きたいときにだけ聴くという場合も多いと思うが、聴いたということに満足してしまうことも怖いことだと思う。意見を聴いている、聴かれていることは大事なことではあるが、その意見が反映されているかどうかの割合を指標にした方がいいのではないかと。
- ・ 4つ目の「今の自分が好きだと思う子どもの割合」について、自分が好きだとか、ありのままの自分を肯定できるということも含めて、「今の」というのは

ちょっと測りにくいのではないか。三重県では、この割合が若干上昇していると聞いているが、その理由が分からないということもある。自己肯定感の測り方について、少し考えたほうがいいのではないか。

(阿部委員)

- ・ 子どもの計画の総合目標（※資料6P26）にこの4つの指標を選んだことは、子ども目線ということで非常にいいと思うが、現状値の取り方に問題があるのではないか。現状値はキッズ・モニターアンケートの結果と書いてあり、おそらく実績値も同じアンケートで把握することになると思うが、このアンケートは、自分で手を挙げて参加してもらってモニター方式なので、回答しているのは意識の高い子どもということになり、貧困の子ども、自己肯定感が低い子どもなど、そういった子どもたちはこのモニターの中に全く入っていない可能性がある。現状値は、他の全国レベルの数値と比較しても非常に高い数値となっていて、サンプルにかなり偏りがあるのではないか。なので、サンプルに偏りがないかをきちんと検証する、または、別の方法で様々な立場の子どもたちを対象に調査をして、実績値を把握する必要があるのではないか。

(木原委員)

- ・ 総合目標（※資料6P26）の3つ目の「自分の意見を聞いてもらっていると思う子どもの割合」について、「聞いてもらっている」という表現は、子どもの意見を聞いてあげないといけないという関係性を潜在的に捉えていると思うので、先進的な条文にするということであればこのあたりの表現も工夫する必要がある。大人が聞いてあげないといけないということではなくて、子どもには元々、意見を言う権利があるということである。

(伊藤弁護士)

- ・ 先ほど、子どもの意見表明が非常に大事ではないかという意見があり、私も全く同じ意見なのだが、実はこれはものすごく難しいことである。まず子どもの意見表明というときに、子どもの本当の意見が表明できているかどうかという問題がある。例えば高校生や大学生であれば、意見表明は割としやすいのだが、条例が想定している子どもには、小中学生、幼稚園児、もっと低い年齢の子どもも入っている。その意見表明について、表に出てくる意見だけを尊重していいのかというと、必ずしもそうではない。子どもたちが意見を表明できるようにきちんと支援しないとイケない。例えば、今日の会議には、高校生以上の子どもしか参加していないが、それはなぜなのか。小中学生が参加してもいいのだが、会議を成立させるためには、支援者が必要になってくる。そこの支

援をして、意見をしっかりと反映させることができるかどうかということも、この条例ができる以上は考えないといけないのではないか。

- 条例の第14条第2項に「県は、前項の規定による子どもの意見表明に当たっては、子どもが意見を形成するための支援に努めるとともに」とある。それを考えたときに、私が高校生のとときにこの会議に呼ばれていたとしたら、多分なかなか発言することは難しかったと思う。子どもたちが一番意見しやすい環境をどうやって形成したらいいのかというところから考えて、この会議は作らないといけない。この会議だけではなくて、小中学校でもそうだし、高校や大学、社会のどこにおいてもそういうことが実現できる社会を目指していく、そのためには何が必要かをしっかりと考えないといけない。
- こども会議の中で子どもから出た意見（※資料4のP9）の中に、「こども自身が言えないことに対して、第三者に代弁してもらおう」というのがある。例えば、学校の校則が辛いから校則を変えてほしいと子どもが言って、それに学校側が対応しない場合に、支援者が出てきて、それが実現されるような取組が具体的に規定されているかというところ、重点的な取組8「子どもの意見表明及び社会参画の促進」（資料6のP52、53）を見る限り、そこまでの取組にはなっていない。子どもの意見表明や社会参画の促進という大枠は賛成だが、それを本当に実現していくためには、しっかりと予算立てをして、本気で取り組んでいかないと、上辺だけの形になってしまうのではないか。

（榊原委員）

- さきほど事務局から、こども会議での子どもの意見をふまえて、条例の第5条（保護者の役割）が、保護者の養育に関する第一義的責任を強調する記述に変わったとの説明があったが、子どもが親に対してこういう要求をしているから、親はこういう責任を果たすべきだというロジックでこの表現に落ち着いたのであれば、保護者の側の意見も聞いたのかどうかを伺いたい。子どもと親が対立関係になって、親の側からすると、三重県は子どもの権利を大事にしているから、他県の親よりももっと大きな役割と責任を果たさないといけないというメッセージになってしまうのではないか。
- 少子化や家族支援のあり方などについて大学生と議論をしていると、大学生たちは、今の親たちがいっぱいいっぱいの状況にあることをSNSを通して知っている。経済的にも大変で時間もない。夫婦共働きなのに長時間労働に巻き込まれている。保育園に子どもを預けることもなかなかできないし、学童保育も大変。社会的な支援がない中で、親の責任だけは十分にある。日本は様々な形で親に要求し続けてきて、その狭間で親たちはみんな困っている。それを見ている大学生たちは、あんなに大変な責任や役割を果たす自信がないということ

で、少子化になってしまっている。その中で、親はもっと責任を果たさないといけないというようなメッセージを出してしまうと、結果として子どもを守る社会にならないのではないか。

- ・資料5（こども計画の概要）の「子育て家庭への支援」には、既存の少子化対策関連のメニューが上がっているように見える。既存のメニューではあるけれども、これを格段に強化して保護者を万全に支えるということがセットになっているのであれば、保護者の役割や責任を強化したり強調したりしてもいいと思うが、保護者にだけもっと責任を果たさなければいけないというメッセージを出すことになってしまうと、親になることをやめる人や、三重県で子育てすることをやめる人を増やしてしまうのではないか。

（事務局）

- ・竹村委員からご意見をいただいた「生活に満足していると思う子どもの割合」の「生活」については、生活全般に対する子どもの主観的な満足度である。様々な捉え方があるので、指標の名称や指標の説明できちんと分かるようにしていきたい。
- ・竹村委員からご意見をいただいた「自分の将来について明るい希望があると思う子どもの割合」の「明るい」については、周りが望むことを押し付けられるということではなく、自分らしく社会生活を送ることができるかどうかを測ることができるような形で、指標の名称や説明を考えていきたい。
- ・竹村委員、木原委員からご意見をいただいた「自分の意見を聞いてもらっていると思う子どもの割合」については、県の子ども施策に自分の意見が聞いてもらえているかどうかを測る指標であり、その趣旨がきちんと分かるようにしたい。
- ・竹村委員からご意見をいただいた「今の自分が好きだと思う子どもの割合」の「今の」については、端的に言うとは現在ということだが、答える側が周りから求められる自分を想像してしまうことがないような形で設問等を検討したい。
- ・阿部委員からご意見をいただいた総合目標の実績値の取り方について、今、この指標を把握できる調査として、キッズ・モニターアンケートの数字を示している。実際に計画の指標にするときには、教育委員会の協力を求めることも含めて、調査対象をより広くできるように、他の方法も含めて調査方法を考えたい。
- ・伊藤弁護士からは、子どもの意見表明に関して、条例の規定ぶりに対して、こども計画の具体的な取組の中身が伴っていないのではないかというご意見をいただいた。これまで、県の取組がほとんどなかったところであり、これから充

実させていかなければならないと考えている。この計画でどこまで書けるかというところはあるが、充実に向けてしっかりと考えていきたい。

- ・榊原委員からご意見をいただいた、条例の第5条（保護者の役割）については、養育に関する第一義的責任について法律に書いてあることを踏まえたものだが、「認識する」という表現が強すぎるのではないかということがこの会議で議論になっていた。こども計画の方で、保護者への支援を充実すべきだということはその通りであり、引き続き検討したい。

（竹村委員）

- ・子どもアドボカシーについて、意見表明の前に意見形成支援がある。つまり自分がどう思っているのか、どうしたいのかを子どもたちとやり取りをし、情報提供もしながら、はっきりさせていくということである。今、一時保護や社会的養育の場面でアドボカシーの取組が始まっているが、学校現場においても、子どもたちの声を聴いて、子どもたちが自分で考えていくことを支援することが大前提になる。それぞれの意見が施策に反映されることにつながるし、それは他のところにもつながってくる。子どもアドボカシーの視点を入れておくことが大事である。
- ・子どもの意見を聴いて、個別に何かを実現するというだけでなく、学校や社会のあり方、家庭の問題、そういった制度改革に及ぶような問題に関する意見表明についても、明確に道筋を示すことが必要ではないか。

（竹村委員）

- ・意見表明支援には、アドボケイトの存在が必要である。例えば、児童養護施設の職員は親代わりと同じであり、子どもからするとお世話になっている人なので、子どもは意見を言いにくいこともある。それをどうするかということで、第三者で利害関係のない人、独立性を持った人、子どもの味方になる人、組織の側ではない人が必要になる。そのことが今、社会的には随分進められてきている。子どもアドボカシーの視点を入れておかないと、単に意見を聴いて、解釈しました、反映しましたということで終わってしまいがちである。

（伊藤弁護士）

- ・重点的な取組8「子どもの意見表明及び社会参画の促進」（資料6P52）の主な取組として、「子どもの権利擁護コーディネーターを配置するとともに、児童相談所一時保護所や一時保護専用施設、児童養護施設などにアドボケイトを派遣します。」と書いてあるが、対象となる施設がかなり限定されている。こういった施設にアドボケイトを派遣することは重要だが、これだけで足りるか

というところではない。例えば、こども会議をするのであれば、そこにも意見表明を支援するアドボケイトがいないと、表面上の意見だけを吸い上げる形になってしまう。

(県教育委員会)

- ・ いじめ事案についての調査報告書の中で、子どもの意見表明権を保障するという観点から、アドボケイトの設置について提言をもらっている。これを受けて、今年9月から、アドボカシーの考え方について、保護者、教員への周知を始めているところである。来年度の予算には、教職員向けや子ども向けの教材を作るための経費を計上するなど、アドボカシーの観点について徐々に浸透させていくような取組を進めている。

(北村委員)

- ・ 児童養護施設において、アドボカシーが実際に機能しているかと言われると、なかなかそこまで機能していないのが現実である。独立のアドボケイトの方が入ることで、普段は出てこないような意見が出てくることは確かだが、それが子どもの本当の意見なのかというところは疑問である。他の種類のアドボカシーなど、いろいろなアドボカシーがある上で、子どもの本音はどうかということになるのではないか。独立のアドボカシーが全てではないと思っている。

(志治委員)

- ・ アドボカシーには、フォーマル、インフォーマル、ピア、独立という4つの種類があるが、以前は独立というのにはなかった。それで様々な問題があったので、独立性のあるアドボケイトを育てて、独立アドボカシーを入れたという経緯がある。三重県では、まだ2年半、試行でやっているところであり、どれが一番いいということではない。今、学校にも少しずつ入るようになっているが、これからの展開を考えると、その基礎になるのが人権教育である。子どもも大人も権利を知らなければ、アドボカシーの制度があってもそれを使うということにならない。子どもの権利というのも、権利教育がベースになる。その上で、権利侵害に対してどうしようかというときに、アドボカシーを選択できるようになる。権利教育が最も重要だと考えている。

(2) 論点②について

【論点②】

資料6 (p28-62) のとおり、重点的な取組項目ごとに、5年後のめざす姿や主な取組を記載しました。欠けている視点や不十分な点などはないでしょうか。

(竹村委員)

- ・重点的な取組1「子どもの権利侵害への対応」(資料6 P28)の重点目標「子ども家庭センターの設置市町数」について、子ども家庭センターは、虐待防止、虐待予防の要であることを踏まえると、全ての市町が設置することが当然だと思うので、この数を目標にするのはどうなのか。質の問題や家庭の問題に踏み込んでいくことが重要だと思う。
- ・重点的な取組1「子どもの権利侵害への対応」のモニタリング指標「児童虐待により死亡した児童数」について、死亡事例もあるので重要なことではあるが、在宅で支援するケースが多くなっていて、子どもが日常的に権利侵害を受けている恐れがあることを踏まえると、権利侵害を受けた子どもの数が重要であり、死亡数だけで測るのはどうなのか。
- ・重点的な取組4「多様な学びの支援と居場所・体験機会の充実」(資料6 P40)の重点目標またはモニタリング指標に、多様な学びについての指標を入れてはどうか。学校の中での多様性は重要であるが、団体も含めて様々な主体が学びの場を作っていくことが非常に重要だと思う。フリースクールだけの問題ではない。
- ・重点的な取組7「特別な支援や配慮が必要な子どもへの支援」(資料6 P48)について、今、本当に多くの保護者が悩んでいるのが子どもの発達障害であり、愛着障害が絡んでいるケースも多い。虐待の背景になっている場合も多い。発達障害、愛着障害に関する相談件数も増えているのではないかと思うので、そのあたりの指標を入れてはどうか。
- ・重点的な取組8「子どもの意見表明及び社会参画の促進」(資料6 P52)について、現状と課題のところに「子どもが意見を表明する機会はあるものの」と書いてあることに違和感がある。子どもが意見を表明する機会、特にその仕組みがあまりないのではないか。単発的に子ども会議を開催するだけではいけない。今は、大人が聴きたいときにだけ、子どもの意見を聴いているという状況なのではないか。重点目標とモニタリング指標が検討中となっているが、主な取組にアドボカシーのことが書いてあることをふまえて、「子どもの意見が反映された数」という指標を設けてはどうか。

- ・重点的な取組9「妊娠から出産・子育てまで切れ目のない支援」（資料6P54）について、妊婦が様々な事情で検診を受けないまま、出産する場合も多いので、「未受診妊婦の数」を指標にしてはどうか。

(松岡委員)

- ・重点的な取組1「子どもの権利侵害への対応」（資料6P28）について、現状と課題に「令和5年度の児童の死亡事案を鑑み、課題とされた体制づくり」と書いてあるが、死亡事例検証を読まないで理解することが難しいと思うので、何の体制づくりかということを明記してほしい。
- ・日本子ども虐待防止学会で子どもの虐待に関わっている方と話をすると、実際に一時保護をするという段階で子どもの意見表明権が扱われる場合に、一時保護をされたくないという子どもの意見を本当に尊重しないといけないのではないかという、ある意味、間違った解釈によって物事が動いてしまうのではないかという懸念の声が出ている。やはり、子どもに大きな負担を負わせてはいけないということを原則に考えてほしい。もちろん、子どもの意見表明や意見尊重は重要なことだが、その解釈を間違えると子どもを守れないことになる。例えば、一時保護をしなければならない場合に、子どもがされたくないと言ったから一時保護をしないというような解釈につながる危険性を孕んでいる気がする。そこをきちんと対応しないと本当に子どもを守れないことになる。子どもの意見を最大限尊重はするけれども、全てがその通りになるわけではないということを事前に告知をする。そして、子どもの意見がどう反映されたかを必ず子どもにフィードバックすることを忘れてはいけない。また、子どもの意見表明に関しては、子どもが話さないということも尊重してほしい。子どもが何も話さないということには背景があるので、大人がその背景にきちんと対応していくということも、意識しておいてほしい。

(事務局)

- ・本日、欠席の野村委員から、論点2について事前にご意見をいただいているので紹介させていただく。1つ目は、重点的な取組3「子どもの権利に対する理解の向上」（資料6P38）のところですが、教育委員会の方で、子どもの権利に関して授業で教えてほしい、そのために教科書も必要ではないかのご意見をいただいている。
- ・2つ目は、こども計画全体を通して、子どもの権利に関する取組以外のところは、子ども・子育て支援に関する既存計画「子どもスマイルプラン」の延長線上の取組ではないか、ぜひ権利の部分に絞って取組を充実させてほしいというご意見をいただいている。

(廣瀬委員)

- ・重点的な取組1「子どもの権利侵害への対応」(資料6P28)の主な取組の中で、いじめの被害にあっている児童生徒へのケアは本当に大事なことだと思うが、それと同時に、加害児童生徒へのケアもしていけないと、いじめの根絶にはつながらないと思う。ぜひ、両方の立場の子どものケアをしてほしい。
- ・条例の案を初めてみたときに一番素晴らしいと思ったのが、前文に、「相互に連携し、協働して、社会全体で取り組むことを決意し」と書いてあることである。今までは専門家だけ、関係者だけで取り組んできたことを、これからは役割分担をして、社会全体で子どもを育てていく、見守っていくという理念は本当に素晴らしいと思って感動した。今まで親だけに任されてきた重圧、母親は本当に重圧だらけだったので、それを社会全体で分担して育てて見守っていくという条例の理念は本当に素晴らしい。これを読んで、県、教育関係者の方々が非常に頑張っている、これからも頑張っていくということが分かるが、社会全体として、私たち一県民がどのように取り組むのか、関わるのかが分かりづらい。できれば、社会全体を巻き込むような取組、機運情勢づくり、そういった場を提供するような取組をしてほしい。

(木原委員)

- ・重点的な取組4「多様な学びの支援と居場所・体験機会の充実」(資料6P40)の重点目標「不登校を含む長期欠席者が40人を超える小中学校における校内教育支援センターの設置数」について、40人という限定が入っているが、長期欠席者が1人でもいれば設置するに越したことはないと思う。予算の重点化、合理的配分ということだと思うが、40人に限定する必要があるのか。
- ・重点的な取組3「子どもの権利に対する理解の向上」(資料6P38)について、子どもたちに権利教育をすることは当然必要だが、大人が子どもの権利について学ぶことが何よりも大切である。主な取組の書きぶりは、今もやっていることを少し置き換えただけではないかという感じがする。重点目標やモニタリング指標は検討中となっているが、このあたりはしっかりと書き込む必要がある。今年度、県の教職員が差別事案で説示を受けるという事案が発生した。差別をしてはいけないということで、教職員が人権教育を一生懸命やっても、やはり教職員の中でこういう事案が発生したということ踏まえると、この書きぶりで子どもたちの権利をしっかりと守ることができるのかと思ってしまう。この辺りの書きぶり、施策の立て方について、もう少し踏み込んだものがあっていいのではないか。

(垣本委員)

- ・キッズ・モニターアンケートについて、調査結果の概要がどのように公表されているのか分からないが、何人の子どもを対象にしているのか、対象年齢は何歳から何歳までなのか、三重県は南北に長いが、回答者が北から南まで網羅されているのかどうかといったことも、全体的な子どもの意見を把握しようということであれば必要な視点だと思う。
- ・総合目標「生活に満足していると思う子どもの割合」(資料6P26)について、最近の生活満足度を0点から10点で回答してもらおうとのことだが、そこで、満足度が低い子どもたちにその理由を書いてもらうようにしてはどうか。5年後の目指す姿に向けて、取組を振り返りながら改善していくことになると思うが、そのときにそういう意見を吸い上げて、改善していくということが大事だと思う。できるだけ回答者の年代や地域などに偏りがないようにして、何人の子どもにアンケートを取ったのかも明示しておくとう参考にしやすと思う。

(津西高校生徒)

- ・学校の授業では、子どもへの支援だけではなくて、親や地域の人、子育てに関わっている人など、子どもの周りの人への支援も必要ではないかということをお話し合っている。

(井上委員)

- ・さきほど、松岡委員から、一時保護に際して、子どもの意見を聴くけれども、表明した意見のとおりにならない場合もあることを丁寧に説明するとか、事前に告知しておくとか、意見がどう反映されたかをフィードバックすることを忘れてはならないという意見があった。本校の生徒が兄弟3人で一時保護されたときに、3人の兄弟の意見がそれぞれ違っていた。下の2人は、自分の意見が通らずに一番上の子どもの意見が通ったことに対して、わだかまりを持っているところがあった。その後、一時保護は解除されたが、もう二度と行きたくないと言ったりするなど、納得が得られていなかった。先ほど言っていたように、全てが子どもの意見の通りにならないこともあることや、子どもを守るためにその結果になったことや、その意見がどのように反映されたのかなどを、子どもたちが納得できるように説明することが必要だと思う。
- ・野村委員から、学校で子どもに権利のことを教えてほしい、そのために教科書が必要だという意見が出されていることについて、教科書というのはなかなか難しいと思うが、重点的な取組3「子どもの権利に対する理解の向上」(資料6P38)の主な取組のところに、人権教育ガイドラインのことや教職員研修の

ことが書かれているので、ここのところで、子ども用の教材や資料の作成についても触れてはどうか。

(榊原委員)

- ・先ほど、事務局から、保護者の第一義的責任を強調したのは、国の法律がそうになっているからだという説明があった。こども基本法のことだと思うが、日本のこども基本法は、国連の児童の権利条約とは、保護者の第一義的責任の位置付けが違っていると理解している。児童の権利条約では、保護者が子どもにとっての第一義的責任、第一の環境であることはその通りだが、保護者がその重大な責任を果たすことができるように、社会や国がきちんと保護者を支えるということがセットになっている。日本のこども基本法は、社会や国の責任には触れずに、保護者の第一義責任だけで終わっている。これは、こども基本法の策定に向けた議論の中で、保守的な政治家の家族感に触って議論が難航する中、保護者の責任を強調しておけばよいだろうということで、こういう表現になったのだと私は理解している。
- ・北欧などでは、子どもの権利が守られる社会を実現するために、保護者の養育責任を守ることをセットでやっているのだから、最終的に子どもの権利が守られるようになっている。そこまでやらずに、保護者はちゃんとやりなさいと言いつけるだけではこれまでの家族主義の考え方と変わらない。保護者の第一義的責任に言及するのであれば、合わせて保護者が破綻しないように、重大な責任を果たせるように、県はどのような責任を果たそうとしているのかということがセットになっていないと、保護者が追い詰められるだけではないか。
- ・虐待が起きたときに、なぜ保護者が追い詰められたのかということを検証もせずに、保護者の罪の重さを問うだけで終わっている状況が繰り返されている。保護者の第一義的責任という記述を入れるのであれば、保護者がその責任を果たすことができるように、周りはどうするのかということを入れておかないと、保護者がますます追い詰められて、子どもの権利にもネガティブな影響を与えてしまうことになる。

(事務局)

- ・竹村委員から、目標値やモニタリング指標のことについていくつかのご意見をいただいた。施策が進んでいるかどうかを測るために目標値を置くということなので、本当に中身を反映しているのか、中身が大事ではないか、それは当然の話であって、そういう視点でいろいろとご指摘をいただいていると思っている。もっともなご意見をたくさんいただいているので、なるべくそうなるように考えていきたい。一方で、測りようがないものや、継続してデータを取れな

いようなものもあるので、継続的に質を担保してデータを取れるかどうかというところもふまえて、我々は指標を考えている。

- ・松岡委員からは一時保護や虐待事案の関係で意見をいただいた。こども計画の書きぶりによっては、一時保護するときの子どもの意見の聴き取り方や、意見の受け止め方によって正しい判断がなされない可能性があるので、表現を十分吟味してほしいというような観点だと思うので、そういう形に近づけるように文案を練っていきたい。

(県教育委員会)

- ・いじめについて、廣瀬委員からのご意見で、被害にあっている児童生徒だけではなく、加害児童生徒への支援も必要だということはその通りだと思っている。この加害児童生徒にも当然背景があって、悩みや不安を抱えているケースが多くある。そういった背景をしっかりと把握して、支援するのは当然のことだと思っている。
- ・木原委員からご意見があった校内教育支援センターについては、予算の関係で40人以上の学校を優先的に支援しているが、小中学校の所管は市町の教育委員会であり、県が支援する前に、市町の教育委員会の方で独自に教育支援センターを設置している学校は多数ある。不登校の生徒がいる学校には、なるべく校内教育支援センターの設置を目指すということで考えている。
- ・野村委員から、子どもの権利について、学校の授業で教えてほしいというご意見があった。県教育委員会では、子どもの権利について学ぶことができる学習指導資料を既に作成している。その活用の促進を図ることで、学校現場で子どもの権利について学ぶ取組を進めたいと考えている。知識的な面の他に、価値的、態度的、実践行動的な要素について、そういった観点からの子ども向けのワークシートなどを掲載した教職員向け指導資料を、適宜、校種別に作成しており、教職員向けの講座の中で活用方法等を発信していきたいと考えている。学習を進めるためには、大前提として、教員自身が正しい人権感覚、人権意識を持って、子どもたちを権利の主体として捉えた教育活動が必要である。
- ・木原委員からご意見をいただいたが、今年度、差別解消条例に基づいて、知事の説示を受けた教職員による差別行為について、全ての教職員の問題として捉えようということで、全公立学校において教職員の人権感覚を振り返る取組を行った。その中で、自分たちの人権感覚が本当に正しいのかどうかを振り返るために、学校現場において普段からの対話を促すよう説明した。子どもの権利を尊重する取組を実践するためには、教職員の人権感覚の向上が大切だと考えている。

(志治委員)

- ・ NPOには、子どもの人権をベースにした暴力防止プログラムがあり、30年前から活用している。プログラムができた当時は虐待、いじめ、校内暴力の問題がとて多かったので、年間100クラス程度で、5年ほど取組を進めていたが、その後、だんだんとできなくなっていった。理由は、先生が知る、保護者が知る、地域が知る、この3つを先にした上で、子どもに伝えるというシステムになっているが、今皆さんがとて忙しくて、特に保護者が受講できないような状況にあるからである。ところが去年ぐらいからまたその依頼が増えつつある。せっかくなので、そのプログラムもぜひ取り入れていただきたい。児童養護施設での取組は進めているが、学校現場で伝わるとより効果的だと思うので検討してほしい。

(3) その他

(竹村委員)

- ・ 改正条例の名称について、パブリックコメントでも意見が出されている。これまでも再三意見を言わせていただいたが、「子どもの権利条例」になると思っていたものが「子ども基本条例」になったことについて、残念だということを再度言わせていただきたい。
- ・ これまで、この検討会議と並行してこども会議が行われているとの説明を受けてきた。東員町などの条例づくりにも関わったが、合同委員会をするなど、子どもと大人が話し合う機会があったが、今回はその機会がないのが残念である。そのために、こども会議での子どもたちの意見が反映されているのかどうかがよく分からない。こども会議の報告資料は文字だけなので、子どもたちの思いとはズレがあるように感じる。さきほどアドボケイトの問題も出たが、子どもたちの思いをどのように捉えて政策化するのか、なかなか難しいと感じる。言っても仕方がないと諦めてしまう子どもも多い。子どもの思いを受け止めて具体化することを少しでも示すことが、子どもの信頼を勝ち取る上で重要である。

(松浦委員)

- ・ 本日欠席の野村委員から事前にいただいたご意見は、今の竹村委員のご意見にも重なる部分がある。

《野村委員から事前に出された意見（子ども条例関係）》

- ・ 検討会議では県が「子どもの権利」について真剣に取り組むことが伝わってくる。ぜひ、名称に「権利」を掲げて事業を進めてほしい。「権利」を取って

「三重県子ども基本条例」という掴みどころのない名称にすることは反対である。真正面から取り組んでほしい

- ・「その年齢及び発達の程度に応じて」という表現が4カ所に出てくるが、子どもが意見を述べる（大人が意見を聴く）にあたって、年齢や発達の程度を考慮するというのはいかがなものか。子どもの意見を聴く態度としては不適切な極みである。
- ・「基本理念」の「三」と「四」は「意見の表明」と「意見の尊重」として分ける必要があるのか。中間案のほうがわかりやすかった。
- ・財政上の措置についての条項は検討中とされているが、県の強い意志を示してほしい。予算措置があってこそその事業計画だと思う。

(宮部委員)

- ・条例の名称から「権利」をとって、基本条例とする考え方も理解はできるのだが、「権利」を入れておくことで、名称を見ただけで、権利の認知が進むという効果があるのではないか。

(内別府委員)

- ・保護者の支援はもちろん大事だが、その保護者は、みんながみんないい人ばかりではない。私は児童養護施設で育ったが、保護者にすごく問題があった。問題がある保護者を支援すると、余計に悪い方に流れていくこともある。そのあたりをしっかりと見極めることも大事である。

(志治委員)

- ・さきほど、竹村委員から子ども会議のことについて発言があった。子ども会議のファシリテーターをしているが、子ども会議では、大学生、高校生、小学生、子ども食堂、児童養護施設など17グループの子どもたちから意見をもらっている。子どもたちにどうぞ意見を言ってくださいと言ってもなかなか出てこないが、遊びの要素も入れることで様々な意見が出てくる。その中で、反映できる意見を県でまとめたものが資料4である。
- ・今、各グループに再度伺って、みなさんがこんな意見を出したので、こういう条文になりましたということを伝えている。子どもはこんなことができます、子どものために親、県、地域はこんなことをしますということを、子どもに分かりやすい形で伝えている。私の主観ではあるが、子どもたちは嬉しそうにしている。子どもたちは意見を表明してもいい、気持ちを伝えてもいいということが分かったのではないか。子どもを支える側の条文の量が圧倒的に多いので、こんなに多くの支えがあるということで、信頼してもらっているのではないか。なかなか低学年の子どもたちにはできていないが、大学生や高校生に

は、どうやったらこれが実現できるのかということで、こども計画に結びつくような意見をもらおうという心づもりでやっている。

(事務局)

- ・ 条例全体がどういう性格のものかということ踏まえて基本条例という名称にさせていただいた。権利条例という名称にして、権利について定める条例を作る、権利に特化することも大事なことだとは思いますが、かといって、基本条例が軽いものだと考えていない。こども計画の説明をした際に、子ども基本条例という土台の上に、いじめ防止条例と子どもを虐待から守る条例が乗っている図を示したが、これが基本条例の考え方になっている。今回の子ども基本条例の中には、今までになかったような取組につながる方向性を入れている。具体的にそれを形にしようと思ったときに、計画に書けるものはこども計画に書いていくが、義務を課したり、権利を制限したりするような場合には条例によらなければならないという地方自治法の規定があるので、そういった必要が出てきた場合には、この基本条例の方向性にある取組をする上で、改めて条例が必要になってくる。これが、基本条例の存在意義になるので、基本条例があることはとても大事なことだと我々は受け止めている。今回は全体の規定ぶりのバランスで、基本条例という名称にさせていただいたが、子どもの権利について軽く扱っているわけではないし、基本条例を軽いものだと考えているわけでもないの、ご理解いただきたい。